

千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業要綱（以下「事業要綱」という。）第5条の規定に基づき、補助事業者が行う緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断に要する費用の一部を補助することについて必要な事項を定め、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）、事業要綱及びこの要綱の定めるところにより補助金を交付するものとする。

(補助の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる耐震診断は、事業要綱で定める補助対象建築物について耐震診断者が行う耐震診断とする。

(補助金の額)

第3条 補助事業に係る補助金の額は、耐震診断に要する費用で耐震診断者に支払った額又は次に定める金額で算出した額のうちいずれか低い額に3分の2を乗じ、1,000円未満を切り捨てた額で、かつ、400万円を限度とする。

(1) 補助対象床面積1,000㎡以内の部分は3,670円/㎡にその部分の面積を乗じた額

(2) 補助対象床面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は1,570円/㎡にその部分の面積を乗じた額

(3) 補助対象床面積2,000㎡を超える部分は1,050円/㎡にその部分の面積を乗じた額

2 要安全確認計画記載建築物の同条第1項に規定する補助金の額は、耐震診断に要する費用で耐震診断者に支払った額又は前項に定める(1)、(2)、(3)から算定した額のうちいずれか低い額とし、1,000円未満を切り捨てた額とする。ただし、設計図書の復元、第三者機関等の判定等の通常の耐震診断に要する費用以外の費用を要する場合は1,570,000円を限度として加算することができる。

3 補助金の額を算出する場合の費用は消費税及び地方消費税相当額を除く額とする。ただし、要安全確認計画記載建築物の申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第4条 申請者は、補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を作成し、次の各号に掲げる書類を添付して、市長が定める受付期間内で、かつ、耐震診断に係る契約を締結する前に、市長に提出しなければならない。

(1) 当該建築物の建築確認済証の写し（ただし、建築確認番号及び建築確認年月日が千葉市の建築確認台帳で照合できる場合は省略できる。）

(2) 当該建築物の所有権を有する者全員の同意を得たことを証する書面又は申請者が区分所有者の代表者である場合は、代表者であることが確認できる書類

(3) 申請者が区分所有者の代表者である場合は、耐震診断の実施に係る総会の議決書及び管理規約の写し

(4) 耐震診断に係る費用の見積書又は見積書の写し

(5) 設計図書の復元、第三者機関等の判定等、通常の耐震診断に要する費用以外の費用の見積書又は見積書の写し（要安全確認計画記載建築物で加算する場合に限る。）

(6) 緊急輸送道路沿道建築物であることがわかる図面

(7) 当該建築物に係る登記事項証明書

(8) 当該建築物所有者の市税の滞納無証明書又は市税の納付状況の調査に関する個人情報確認同意書（様式第2号）（所有者が区分所有者である場合は除く。）

(9) 消費税仕入税額控除確認書（様式第18号）（要安全確認計画記載建築物の場合のみ。）

2 次条第2項の規定により、補助事業対象者決定通知書を受けた申請者は、次の各号に掲げる書類を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、申請件数が募集件数以内であった場合は、受付期間終了後速やかに提出すること。

(1) 現況写真（敷地周辺及び建物外観2面以上）

(2) 関係図面（案内図、面積表、配置図、平面図、立面図等）

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助事業の対象者の決定)

第5条 市長は、前条の規定による補助金交付の申請の数が募集件数を超えたときは、補助事業の対象者を抽選により決定する。ただし、申請件数が募集件数以内であったときは、申請を行ったすべての者を補助事業の対象者とし、受付期間内で募集件数に達しない場合、それ以降の申請については、先着順に受け付けるものとする。

2 市長は、補助事業の対象者を決定したときは、補助事業対象者決定通知書(様式第3号)(以下「補助事業対象者決定通知」という。)により当該対象者に通知するものとする。

3 申請者が希望する場合は、申請者の立ち会いの下、抽選を行う。

4 市長は、補助事業として必要性が高いと認める要安全確認計画記載建築物の申請を優先し、補助事業の対象者を決定することができる。

(交付の決定等)

第6条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適当であると認めるときは補助金交付決定通知書(様式第4号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、規則第4条第3項の規定により、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、補助金不交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定する場合、次の各号に掲げる条件を附するものとする。

(1) 補助事業の内容を変更又は補助事業を中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(着手届)

第8条 第6条第1項の規定による補助金交付決定通知書を受けた申請者は、速やかに契約を締結し、補助事業に着手するものとし、当該着手の日から10日以内に着手届(様式第6号)に次の書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断に係る契約書の写し

(2) 工程表

(権利譲渡の禁止)

第9条 申請者は、補助金交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補助金の経理)

第10条 補助事業者は、市の補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。

(補助事業内容の変更)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書(様式第7号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。市長は、補助金交付変更申請書を受理した場合は、当該申請の内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の変更を決定し、補助金交付決定変更通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに中止(又は廃止)承認申請書(様式第9号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、中止(又は廃止)承認申請書を受理した場合は、当該内容を審査し、適当と認めるときは事業の中止(又は廃止)を承認し、中止(又は廃止)承認通知書(様式第10号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の完了日時の変更)

第13条 補助事業者は、補助事業が補助金交付決定通知書に付された期日までに完了しないと予想される場合は、速やかに完了期日変更報告書(様式第11号)により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(補助事業の遂行)

第14条 補助事業者は、法令の定め並びに補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件、その他法令に基づく市長の命令に従って補助事業を行わなければならない。

(遂行命令)

第15条 市長は、補助事業者が補助金の交付決定の内容及びこれに附した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときには、補助事業者これらに従って当該事業を遂行すべきことを命ずることができる。

(完了実績報告)

第16条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業の完了後30日以内かつ当該年度の3月15日までに完了実績報告書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

2 完了実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 耐震診断結果の写し
- (2) 耐震診断に係る領収書の写し
- (3) 設計図書の復元、第三者機関等の判定等に係る契約書の写し及び領収書の写し(要安全確認計画記載建築物で加算する場合に限る)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(額の確定通知)

第17条 市長は、前条に掲げる完了実績報告書を受領した場合は、報告書の内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い適当と認めるときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第13号)により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第18条 補助事業者は、前条に掲げる通知を受け、補助金の交付を請求するときは、補助金交付請求書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(代理受領)

第18条の2 補助事業者は前条による補助金の交付の請求及びその受領を耐震診断者に委任する方法(以下「代理受領」という。)により行うことができる。

2 前項による場合、補助事業者は第16条の規定による報告と同時に、代理請求及び代理受領委任状(様式第15号)を、市長に提出しなければならない。

3 第1項による場合、補助事業者が第17条の規定による通知を受け、耐震診断者が補助金の交付を請求するときは、補助金交付請求書(様式第14号の2)を、市長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第19条 市長は、第16条の規定による完了実績報告書を受領した場合において、当該事業の成果が交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときには、これらに適合させるための措置を講じるよう補助事業者に命じることができる。

(決定の取消通知)

第20条 市長は、補助事業者が規則第17条に規定する不正行為を行ったと認められた場合、補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(返還命令)

第21条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係わる部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書(様式第17号)により期限を定めてその返還を命じることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金が返還された場合、当該補助が国庫補助金の交付を受けたものである場合は、速やかに国への補助金を返還するための措置を講じるものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合には、その都度、都市局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は平成25年 7月15日から施行する。

附 則

この要綱は平成26年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年 4月 1日から施行する。

附 則
この要綱は平成28年 4月 1日から施行する。

附 則
この要綱は平成31年 4月 1日から施行する。

附 則
この要綱は令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則
この要綱は令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則
この要綱は令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則
この要綱は令和 4年 6月21日から施行する。

附 則
この要綱は令和 5年 4月 1日から施行する。

別記

書 類	様 式
補 助 金 交 付 申 請 書	様式第1号
市税の納付状況に関する個人情報確認同意書	様式第2号
補 助 事 業 対 象 者 決 定 通 知 書	様式第3号
補 助 金 交 付 決 定 通 知 書	様式第4号
補 助 金 不 交 付 決 定 通 知 書	様式第5号
着 手 届	様式第6号
補 助 金 交 付 変 更 申 請 書	様式第7号
補 助 金 交 付 決 定 変 更 通 知 書	様式第8号
事 業 中 止 (又 は 廃 止) 承 認 申 請 書	様式第9号
事 業 中 止 (又 は 廃 止) 承 認 通 知 書	様式第10号
完 了 期 日 変 更 報 告 書	様式第11号
完 了 実 績 報 告 書	様式第12号
補 助 金 額 確 定 通 知 書	様式第13号
補 助 金 交 付 請 求 書	様式第14号
補 助 金 交 付 請 求 書	様式第14号の2
代 理 請 求 及 び 代 理 受 領 委 任 状	様式第15号
補 助 金 交 付 決 定 取 消 通 知 書	様式第16号
補 助 金 返 還 命 令 書	様式第17号
消 費 税 仕 入 税 額 控 除 確 認 書	様式第18号

千葉県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業
補助金交付申請書

（あて先） 千葉市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称

（※）

（※） 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印が必要です。

電話

電子メールアドレス @

標記事業に係る補助金の交付を受けたいので、千葉県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 建築物の名称
- 2 補助事業の完了予定日 年 月 日
- 3 交付申請額 円
- 4 交付申請額の算出方法及び耐震診断者の情報（別紙1のとおり）
- 5 補助対象建築物の概要（別紙2のとおり）
- 6 抽選時の立ち会いの希望の有無

別紙1

1 交付申請額の算出方法及び経費の配分

(単位：円)

		金 額			
耐震診断	見積りによる金額	(ア)		円	
		(ア) × 2 / 3	(A)	円	
	面積単価による限度額	補助対象床面積		面積単価	金 額
		1,000 m ² 以内	m ²	3,670 円	円
		1,000 m ² を超えて2,000 m ² 以内	m ²	1,570 円	円
		2,000 m ² を超える	m ²	1,050 円	円
		合 計 (イ)			円
		(イ) × 2 / 3	(B)	円	
補助限度額	(C)		4,000,000 円		
補助金交付申請額	(A) (B) (C) のうち一番低い額 ※要安全確認計画記載建築物の場合は (ア) 又は (イ) のうち低い額		円		
		金 額			
耐震診断以外 (注1)	見積りによる金額	(D)		円	
	補助限度額	(E)		1,570,000 円	
	補助金交付申請額	(D) (E) のうち一番低い額		円	
補助金交付申請額		円			

(注1) 要安全確認計画記載建築物で設計図書の復元、第三者機関等の判定等、通常の耐震診断に要する費用以外の費用を加算する場合に限り記載すること。

(注2) 交付申請額は、1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

2 耐震診断者の情報

耐震診断者	千葉県耐震診断士名簿登録番号 (マンション又は木造住宅)	
	耐震診断講習終了番号	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	所 属 す る 事 務 所 名	

3 補助事業全体の資金計画

(単位：円)

項 目		全体計画	備 考
支 出	①耐震診断費		
	②消費税		
	③借入金利子		
	④事 務 費		
	⑤その他 ()		
	①～⑤ 合計		
収 入	①補助金		
	②自己負担金		
	③借入金		
	④その他		
	①～④ 合計		

4 補助事業工程

事業の着手の予定年月日

年 月 日

事業の完了の予定年月日

年 月 日

年 度 項 目	年 度					
	4	6	8	10	12	2

事業全体について、棒グラフで表示してください。

別紙2

1 補助対象建築物の概要

建築物の名称			
建築物の所在地	(住居表示) 区 (地番表示) 区		
延べ面積	m ²	補助対象床面積	m ²
建築面積	m ²	階数	地上階 地下階
建築物の高さ	m	道路中心からの距離	m
前面道路の路線名			
構造	耐火建築物 ・ 準耐火建築物 ・ その他 造 一部 造		
主要用途			
建築確認	新築 年 月 日 号 第 号	増築等	年 月 日 号 第 号
検査済証	新築 年 月 日 号 第 号	増築等	年 月 日 号 第 号

(注1) 建築物の高さ …… 緊急輸送道路に面する部分の最高高さ

(注2) 道路中心からの距離 …… 緊急輸送道路の中心から建築物までの距離

2 添付書類

- (1) 当該建築物の建築確認済証の写し（ただし、建築確認番号及び建築確認年月日が千葉市の建築確認台帳で照合できる場合は省略できる。）
- (2) 当該建築物の所有権を有する者全員の同意を得たことを証する書面又は区分所有者の代表者である場合は、代表者であることが確認できる書類
- (3) 申請者が区分所有者である場合は、耐震診断の実施に係る総会の議決書及び管理規約の写し
- (4) 耐震診断に係る費用の見積書又は見積書の写し
- (5) 設計図書の復元、第三者機関等の判定等、通常の耐震診断に要する費用以外の費用の見積書又は見積書の写し（要安全確認計画記載建築物で加算する場合に限る）
- (6) 緊急輸送道路沿道建築物であることがわかる図面
- (7) 当該建築物に係る登記事項証明書
- (8) 当該建築物所有者の滞納無証明書又は市税の納付状況の調査に関する個人情報確認同意書（所有者が区分所有者である場合は除く。）
- (9) 消費税仕入税額控除確認書（要安全確認計画記載建築物の場合のみ。）

（あて先）千葉市長

申請者 住 所

ふりがな

氏 名

（※）

（※） 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

生年月日

年

月

日

電 話

千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業
市税の納付状況の調査に関する個人情報確認同意書

私は、千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業に基づく耐震診断に係る補助金の交付申請にあたり、私に関する下記の情報を、市長が確認することに同意します。

記

- ・市税を滞納していないこと。

様式第3号（第5条第2項）

千葉市指令 第 号
年 月 日

（住所又は所在地）
（氏名又は名称） 様

千葉市長



千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業
補助事業対象者決定通知書

年 月 日付けで交付申請された標記事業について、補助事業の対象者とするこ
とに決定したので、千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業補助金交付要綱第5条第2
項の規定により通知します。

つきましては、同要綱第4条第2項で規定する書類をすみやかに提出してください。

様式第4号（第6条第1項）

千葉市指令 第 号
年 月 日

（住所又は所在地）
（氏名又は名称） 様

千葉市長



千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業
補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請された標記事業補助金について、千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、交付することに決定したので通知します。

- 1 補助金交付決定額 円
- 2 対象建築物
 - (1) 建築物の名称
 - (2) 建築物の所在地
(住居表示)
(地番表示)
 - (3) この補助金の交付決定の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けの交付申請書記載のとおりとします。
- 3 補助事業の完了期日 年 月 日
- 4 交付条件
 - (1) 補助事業者は、補助事業の内容を変更するときは、速やかに補助金交付変更申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに事業中止（廃止）承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業者は、補助事業が補助金交付決定通知に付された期日までに完了しないと予想される場合には、速やかに完了期日変更報告書により市長に報告し、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業者は、市の補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業の完了後5年間保存しなければならない。
 - (5) 千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業補助金交付要綱第3条第3項ただし書きの規定により申請した者は、補助金の交付決定額について、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを上記の補助金交付決定額から減額して実績報告をしなければならない。

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第5号（第6条第2項）

千葉市指令 第 号
年 月 日

（住所又は所在地）
（氏名又は名称） 様

千葉市長



千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業
補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請された標記事業補助金については、千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、不交付と決定したので通知します。

1 対象建築物

（1）建築物の名称

（2）建築物の所在地

（住居表示）

（地番表示）

（3）この補助金の不交付決定の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付けの交付申請書記載のとおりとします。

2 不交付決定の理由

審査請求等について

- この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業
着手届

（あて先）千葉市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印が必要で

す。

電話
電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉県指令 第 号で補助金交付決定通知を受けた
標記事業について、千葉県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業補助金交付要綱第8条の
規定により、次のとおり届け出ます。

1 着手内容

2 契約年月日 年 月 日

3 着手年月日 年 月 日

4 完了予定日 年 月 日

5 耐震診断者の氏名等

耐 震 診 断 者	千葉県耐震診断士名簿登録番号 (マンション又は木造住宅)	
	耐震診断講習終了番号	
	氏 名	
	電 話 番 号	
	所 属 す る 事 務 所 名	

添付書類 (1) 耐震診断に係る契約書の写し
(2) 工程表

千葉県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業
補助金交付変更申請書

（あて先）千葉市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印が必要で

す。

電話
電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉県指令 第 号で補助金交付決定通知を受けた、標記事業の補助金について変更交付を受けたいので、千葉県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 建築物の名称
- 2 変更を必要とする理由と変更の概要
- 3 助成事業の完了予定日 年 月 日
- 4 補助金交付申請変更額
交付決定額 円
交付変更申請額 円
差額増減額 円
- 5 添付書類（別紙のとおり）

（注）交付変更申請書の算出方法等は、すべて補助金交付申請書の様式を準用する。

なお、添付図面等は変更に係る部分のみを添付し、変更後の図面に変更前の内容を赤書きで明記すること。

様式第8号（第11条）

千葉市指令 第 号
年 月 日

（住所又は所在地）
（氏名又は名称） 様

千葉市長



千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業
補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号で補助金交付決定通知した標記事業の補助金の額について、当該決定変更の内容を千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり通知します。

1 補助金交付決定変更額

交付決定額	円
変更交付決定額	円
変更増減額	円

2 交付決定の内容

- （1）建築物の名称
- （2）建築物の所在地
（住居表示）
（地番表示）
- （3）補助事業の内容
- （4）この補助金の変更内容は、年 月 日付けの交付変更申請書記載のとおりとします。

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業
中止（又は廃止）承認申請書

（あて先）千葉県長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印が必要で

す。

電話
電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉県指令 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた、標記事業について、次により当該事業を中止（又は廃止）したいので、千葉県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、関係図書を添えて申請します。

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）に係わる事業の金額
交付決定額 円
- 3 工程表
- 4 添付書類
交付決定通知書の写し

様式第10号（第12条第2項）

千葉市指令 第 号
年 月 日

（住所又は所在地）
（氏名又は名称） 様

千葉市長



千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業
中止（又は廃止）承認通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付決定をした標記事業に関し、
年 月 日付けで提出された中止（又は廃止）承認申請については、千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり承認したので通知します。

- 1 中止（廃止）に係わる事業の金額
交付決定額 円

千葉県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業
完了期日変更報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印が必要で

す。

電話

電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉県指令 第 号で標記事業に係わる補助金の交付決定を受けましたが、同通知に付された完了期日には、次の理由により事業の完了が困難となったので、千葉県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業補助金交付要綱第 1 3 条の規定により、報告します。

- 1 建築物の名称
- 2 交付決定通知に付された完了期日 年 月 日
- 3 変更すべき事業の完了予定期日 年 月 日
- 4 変更の事由
- 5 事業実施状況表(別表のとおり)
- 6 工程表
- 7 参考資料 進ちよく状況を把握できるもの

別 表

項 目	事業費	契約済 事業費	契 約 年月日	契約工期	当初の完了期日 までの出来高	備考
					%	
計						

千葉県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業
完了実績報告書

(あて先) 千葉市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印が必要で

す。

電話

電子メールアドレス @

年 月 日付け千葉県指令 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
標記事業が完了したので、千葉県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業補助金交付要綱第1
6条の規定により、関係書類を添えて次のとおり報告します。

1 建築物の名称

2 補助金の交付決定額及び精算額

交付決定額 円

交付金精算額 円

3 補助事業の実施期間

自 年 月 日

至 年 月 日

4 添付書類

(1) 支払内訳書(別紙)

(2) 事業実施状況(別紙)

(3) 耐震診断結果の写し

(4) 耐震診断に係る領収書の写し

(5) 設計図書の復元、第三者機関等の判定等、通常の耐震診断に要する費用以外の費用の見積
書又は見積書の写し(要安全確認計画記載建築物で加算する場合に限る)

(6) その他市長が必要と認める書類

別 紙

1 支払内訳書

(単位：円)

区 分		契 約			支 払		備 考
建築 物名 称	項目	年月日	金 額	請負業者 名	年月日	金 額	
合 計							

2 事業実施状況

区分	着手年月日	完了年月日	備 考
耐震診断			

様式第13号(第17条)

千葉市達 第 号
年 月 日

(住所又は所在地)
(氏名又は名称) 様

千葉市長



千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業
補助金額確定通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号で交付の決定をした標記事業の補助金については、先に提出された完了実績報告書を審査の結果、次のとおり確定したので、千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業補助金交付要綱第17条の規定により通知します。

1 確定補助金額	円
2 交付決定補助金額	円
3 交付済補助金額	円
4 返還すべき金額	円

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業
補助金交付請求書

（あて先）千葉県長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印が必要で

す。

電話
電子メールアドレス @

千葉県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業補助金交付要綱第18条の規定により、次のとおり請求します。

補助金額確定 通知書番号	年 月 日付け千葉県達 第 号
建築物の名称	

補助金請求額	円	
振込先金融機関	金融機関名	銀行 支店
	口座番号	普通・当座
	フリガナ	
	口座名義人	

千葉県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業
補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

申請者 住所又は所在地

会 社 名

代表者氏名

電話

電子メールアドレス @

社印

代表者印

千葉県緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業補助金交付要綱第18条の2の規定により、
次のとおり請求します。

補助金額確定 通知書番号	年 月 日付け千葉県達 第 号
建築物の名称	

補助金請求額	円	
振込先金融機関	金融機関名	銀行 支店
	口座番号	普通・当座
	フリガナ	
	口座名義人	

代理請求及び代理受領委任状

（あて先）千葉市長

私は千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業補助金交付要綱第18条の2第2項の規定により、補助金の請求及び受領を下記の受任者に委任します。

記

委任者（補助事業者）

住 所 _____

氏 名 _____ (※)

(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

上記の権限の委任を受ける事を承諾します。

受任者（耐震診断の耐震診断者）

住 所 _____

会 社 名 _____

社印

代表者氏名 _____

代表者印

千葉市達 第 号
年 月 日

(住所又は所在地)
(氏名又は名称) 様

千葉市長



千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業
補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け千葉市指令 第 号により通知した標記事業補助金交付決定を、次のとおり取り消したので、千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業補助金交付要綱第20条の規定により通知します。

- 1 補助事業の目的及び内容
千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業
- 2 補助対象建築物の所在地
(住居表示)
(地番表示)

3 補助金の交付決定額

補助金の交付決定額	, 000円
補助金の取り消し額	, 000円
取り消し後の交付決定額	0円

4 取消しの理由

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第17号(第21条)

(表)

千葉市達 第 号
年 月 日

(住所又は所在地)
(氏名又は名称) 様

千葉市長



千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業
補助金返還命令書

標記事業に係る補助金について、千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業補助金交付要綱第21条の規定により、その返還を命ずる。

1 補助事業の目的及び内容
千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業

2 補助対象建築物の所在地
(住居表示)
(地番表示)

3 返還すべき金額

補助金の交付決定額		, 000円
補助金の既交付額	合計	, 000円
補助金の交付確定額	合計	, 000円
返還すべき金額		, 000円

年 月 日通知

年 月 日交付

4 返還期限 年 月 日まで

5 返還を命ずる理由

6 返還方法

(裏面に続く)

(裏)

(注意事項)

- 1 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納付期限までに納付しなかったときは、延滞金を市に納付しなければならない。
- 2 前項の延滞金の額の計算及び減額又は免除については、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例（昭和39年千葉市条例第34号）の規定の例による。

審査請求等について

- 1 この決定についての審査請求は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この決定の取消しを求める訴訟は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第18号（第4条第1項）

年 月 日

消費税仕入税額控除確認書

（あて先）千葉市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印が必要です。

電話

電子メールアドレス @

千葉市緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成事業の要安全確認計画記載建築物の補助金交付申請時における補助金額を算出する場合の費用に係る消費税額及び地方消費税額については、以下のとおりです。

- (1) 消費税額及び地方消費税額を含めず補助金の交付を申請します。
- (2) 下記の事由により、消費税法の規定による仕入れに係る消費税額及び地方消費税額の控除を行いませんので、消費税額及び地方消費税額を含めて補助金の交付を申請します。（控除対象仕入税額に算入していないことが分かる資料を添付）
なお、当該事業に係る消費税及び地方消費税の一部又は全てについて、控除を受けること又は受けたことが発覚した場合は、速やかに報告し、消費税及び地方消費税に係る補助金相当額を返還します。
- (i) 消費税法における納税義務者ではありません。
- (ii) 消費税及び地方消費税の免税事業者であり、かつ、課税事業者を選択していません。
- (iii) 簡易課税事業者です。
- (iv) (i) から (iii) に該当しないが、補助対象経費に係る消費税額及び地方消費税額については、控除対象仕入税額に含めません。

（該当する□にレ点を記入。）